

霧島市条例第37号
平成29年12月20日

霧島市火災予防条例の一部を改正する条例を公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市火災予防条例の一部を改正する条例

霧島市火災予防条例（平成17年霧島市条例第297号）の一部を次のように改正する。

第47条の次に次の1条を加える。

（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）

- 第47条の2 消防局長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。
- 2 消防局長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。
- 3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。